

「会員企画研究会」の募集

本学会会員各位による教育政策研究の活性化を図るため、今年度の本学会予算で「会員企画研究会」（1万円×5件分、2015年度分）を新設いたしました。助成金の給付を希望する会員は以下の要領に則って学会事務局 jasep2009@gmail.com までお申し込みください。不明な点も学会事務局までお問い合わせください。

会員企画研究会募集要領（2015年8月、常任理事会）

- 1) 日本教育政策学会予算項目中の「研究調査費」から、会員の企画による研究会（以下、会員企画研究会）に対して助成金を給付する。
- 2) 助成金の額は1件あたり1万円とする。
- 3) 助成を受ける企画研究会は日本教育政策学会の会員に対して公開するものとする。なおこのことは会員外の参加を排除することを意味しない。
- 4) 会員企画研究会を企画し、助成金の給付を希望する会員は、学会事務局宛に申請書を提出する。
- 5) 申請書には以下の事項を記載する（様式任意）
 - ・研究会を主催する会員の氏名、所属、連絡先
 - ・研究会の開催日時、場所
 - ・研究会の名称ないし主要な報告タイトル、報告者の氏名、所属
 - ・参加者数の見込み
- 6) 事務局長は申請書を常任理事会に諮り、助成金給付の可否を決定し申請者に通知する。
- 7) 助成金の給付を受けた会員は、当該研究終了後速やかにその概要を事務局に文書で報告する。報告にはおよその参加者数、研究会の内容に関する資料（報告資料、レジュメ等で可）を含むこととする。
- 8) 助成金は、日本教育政策学会の会則に定める研究活動の一環としての研究会であることに鑑み、資料の作成・印刷代、会場使用料、開催通知の作成・送付等に充てることを原則とする。研究会の開催通知等には「日本教育政策学会会員企画研究会」と明記することとする。
- 9) その他、必要な事項は常任理事会において適宜協議、決定する。
- 10) 申請書及び報告書の提出は、電子メール・添付ファイルによることを通例とし、それが困難な場合には印刷した文書の郵送ないし持参によることとする。